

第2次宗像市国土利用計画 (案)

平成26年7月

－ 目 次 －

第1 市土の利用に関する基本構想	1
1 市土の特性と土地利用の動向	1
(1) 自然的特性	1
(2) 社会的及び経済的特性	2
(3) 土地利用の動向	7
2 土地利用上の課題	8
3 市土利用の基本方針	10
(1) 基本理念	10
(2) 基本方針	10
4 利用区分別の市土利用の基本方向	12
(1) 農用地	12
(2) 森林	12
(3) 水面、河川、水路	12
(4) 道路	13
(5) 宅地	13
(6) 市街地	14
(7) 海岸及び沿岸地域	14
(8) その他	14
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要	15
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	15
(1) 目標年次等	15
(2) 人口の想定	15
(3) 利用区分	15
(4) 目標設定の方法	15
(5) 目標値	15
2 地域別の概要	16

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 17

1 土地利用に関する法律等の適正な運用	17
2 地域整備施策の推進	17
3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保	18
4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進	18
5 協働による土地の維持管理の促進	19
6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発	19
7 計画の推進	19

(参考)

宗像市土地利用現況図

宗像市土地利用構想図

第1 市土の利用に関する基本構想

1 市土の特性と土地利用の動向

(1) 自然的特性

●位置、面積等

本市は、福岡県の北部、福岡市及び北九州市の両政令指定都市の中間に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に接している。また、大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。

市域面積は **11,967ha** であり、うち離島面積は **992ha** である。

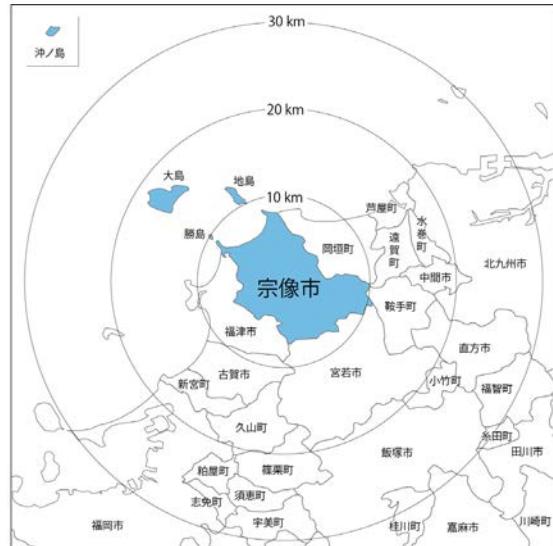


図 宗像市の位置

●地形

本市は、離島を除いてそのほぼ全域によって、独立水系である釣川の流域を構成しており、その下流部を除いて周囲を標高 200~400m前後の低い山地に囲まれた盆地状の地形をなしている。山地は北側の湯川山と孔大寺山の標高が高くなっている。地形要素は、海岸部の玄界砂丘、釣川とその支流沿岸の低地と低地周辺の河成段丘（台地）、低く平らな丘陵地、周辺の基盤山地の4つに大別できる。離島は、主に山地からなり、平地に乏しい。

釣川では、平成 11 年に大雨による大規模な水害が発生し、市街地や周辺の水田が浸水している。

●植生

植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林（さつき松原）となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占め、その外側に植生がほとんど無い地域が分散する。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。自然林は、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹（いわゆる照葉樹）であり、城山にまとまった広さのものがあるほかは、社叢林（神社の森）として断片的に残存している程度である。

離島では、海岸の岩礁付近に自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。

●貴重な自然

貴重な自然のうち、玄海国定公園として、さつき松原のクロマツ林、地島の大部分及び勝島など 683ha が指定されているほか、福岡県自然環境保全地域として、沖ノ島のほぼ全域と、大島北西部の神崎におけるハマヒサカキを主体とした海岸植物群落の地域が指定されている。

天然記念物として、沖ノ島原始林及びカンムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林が指定されており、すべて合わせると、国指定 2 件、県指定 8 件、市指定 4 件がある。

また、環境省自然環境保全基礎調査において、特定植物群落 12 件、自然景観資源 11 件が選定されている。

(2) 社会的及び経済的特性

1) 人口

平成 22 年国勢調査における本市の人口は 95,501 人、世帯数は 37,077 世帯であり、人口は 5 年間で 1.4% の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯当たり人員は減少傾向が続いている。

一方、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 22.5% となっており、現在の 60~64 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

また、昼夜間比率が 81.1% と低く、市外への通勤・通学の割合が高くなっている。この割合は過去 20 年間横ばい傾向にある。

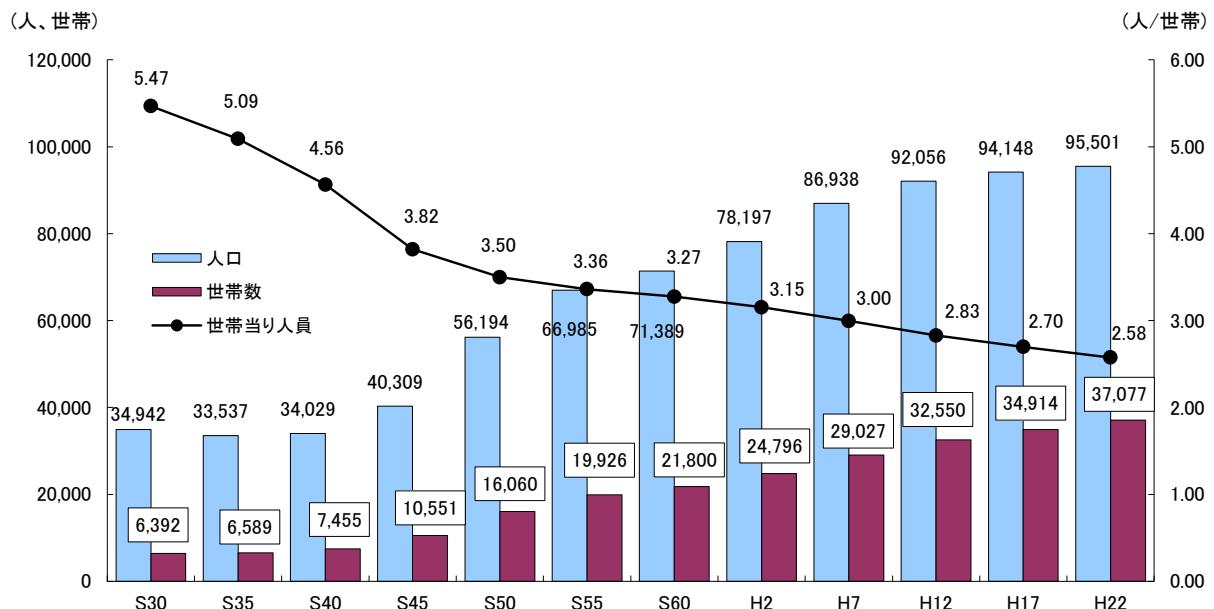


図 人口及び世帯数 [資料：国勢調査]

2) 産業

●就業人口

本市の就業人口は、平成 22 年現在 41,906 人である。構成比は第 1 次産業 3.8%、第 2 次産業 19.2%、第 3 次産業 71.2% で、第 3 次産業の増加と第 1 次及び第 2 次産業の減少がみられる。

●農業

農業就業者数は、平成 22 年現在 1,044 人、農家戸数は 974 戸で農業就業者数、農家戸数とともに年々減少している。内訳を見ると、専業農家は横ばいで、兼業農家の減少が著しく、農業産出額も減少傾向にある。

●漁業

平成 22 年現在の漁業就業者数は 552 人、平成 22 年現在の漁業経営体数は 501 経営体、同年現在の漁獲高は県内 2 位の 7,021 トンであるが、いずれも減少傾向にある。平成 22 年における漁港別の漁獲高の内訳は、鐘崎 62.8%、大島 34.1%、地島 1.8%、神湊 1.3% となっている。

●工業

平成 22 年現在、製造業従業者数は 1,442 人で、平成 12 年をピークに減少し、製造業事業所数も 48 箇所で減少傾向にあるが、製造業出荷額（4 人以上事業所のみ）は約 327 億円で、過去 10 年は横ばい傾向にあり、新たな未利用地は発生していない。製造業出荷額の内訳を見ると、食料品（製造業）が出荷額全体の約 8 割を占めている。

●商業

平成 19 年現在、商業従業者数は 5,624 人で、過去 5 年間で 8.3% 減少、商店数は同年現在 804 箇所で 8.3% 減少している。平成 19 年現在、年間販売額は約 1,182 億円で、過去 5 年間で 7.7% 増加している。

本市の大型店は、赤間駅周辺、国道 3 号及び旧国道 3 号沿いのいずれかに立地している。コンビニエンスストアは、市周縁部での密度は小さいが、ほぼ市内全域をカバーして出店されている。



3) 交通

●道路網

市域の道路交通網は、国道3号とその北側を走る旧国道3号（現在の主要地方道「福間宗像玄海線」と「宗像玄海線」）及び海岸近くを走る国道495号によって東西方向の骨格が形成されている。一方、南北方向は、[主に](#)主要地方道「宗像篠栗線」から「宗像玄海線」につながる路線、一般県道「宗像若宮線」から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線、[主要地方道「直方宗像線」](#)から主要地方道「若宮玄海線」につながる路線により連絡されている。

交通量については、[横ばい傾向](#)にある。

●鉄道

広域的な大量輸送機関であるJR鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の3駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。平成24年度の利用者数は順に[18,639人](#)、[10,335人](#)、[4,657人](#)であり、減少傾向にある。また、赤間駅の利用者数はJR九州管内で第15位となっている。

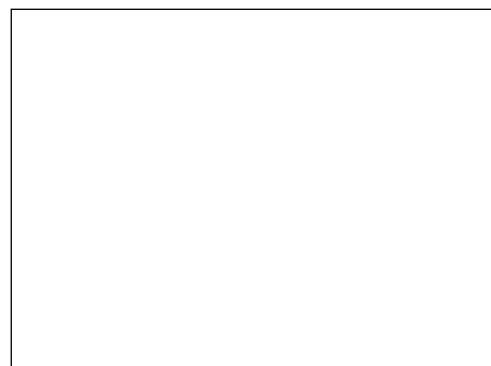
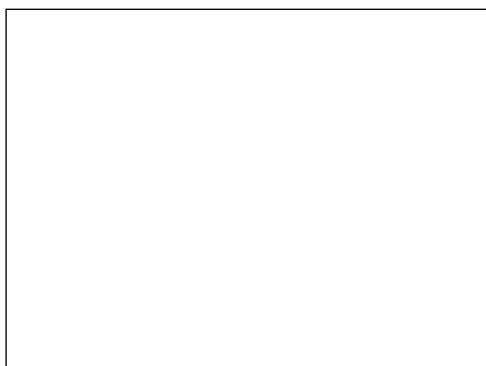
●バス路線

市内のバス路線は、西鉄6路線（うち市外とを結ぶもの4路線）、ふれあいバス3ルート、[コミュニティバス8地区](#)の3種類が運行している。

平成25年4月より、ふれあいバス及びコミュニティバスの路線を改定し、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域はコミュニティバスの運行により交通空白地域の解消を図っている。

●渡船

大島と神湊を結ぶ渡船が一日7往復、地島と神湊を結ぶ渡船が一日6往復、運航している。

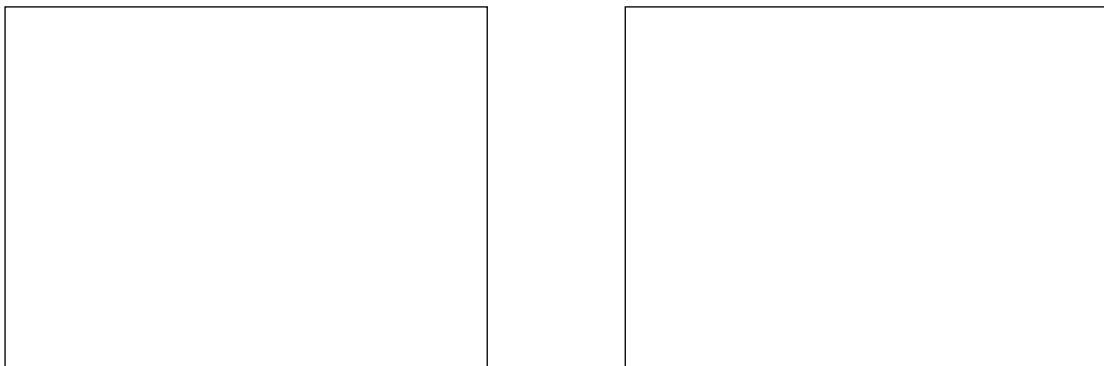


4) 公共公益施設

官公庁施設は市役所周辺、文化・交流施設は宗像ユリックス周辺に集積している。また、本市には3つの大学が立地しており、大学のあるまちとしての特徴を表している。

さらに、宗像大社辺津宮周辺には歴史学習施設の海の道むなかた館、玄界灘に近接する国道495号沿いには観光物産機能を有する道の駅むなかたが立地し、旧唐津街道沿いには東部観光拠点施設が立地するなど、地域特性を表す公共施設配置となっている。

また、コミュニティ活動の基盤として、12のコミュニティ・センターが整備されている。

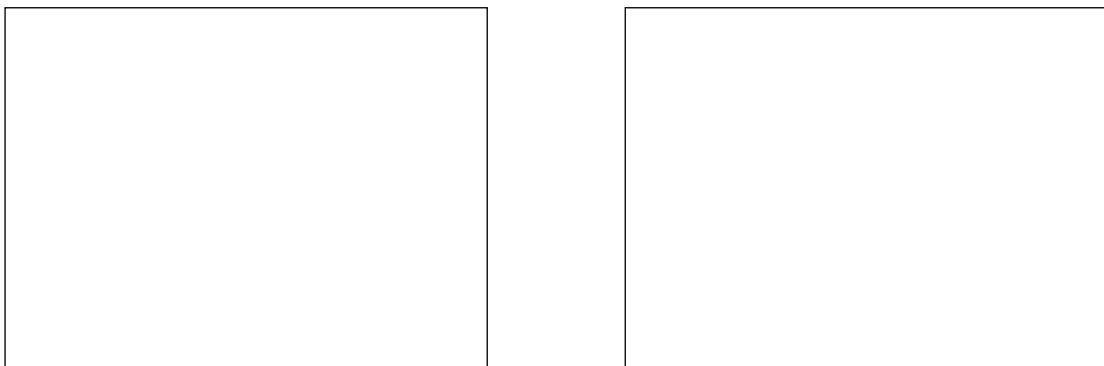


5) 水利用

上水道は、釣川、多礼ダム、吉田ダムの自己水源と、北九州市などからの受水により水需要をまかなっている。このことから、釣川水系の水資源を育む周縁部の山林の保全が特に重要となっている。

上水道の整備状況は、平成24年度末で給水人口84,192人、普及率87.6%、給水区域内の普及率は89.7%（給水区域内人口93,888人）となっている。

平成24年度末現在で公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域面積は2,576ha、処理区域内戸数は39,030戸で下水道普及率は98.5%となっている。また、鐘崎地区や大島、地島では漁業集落排水処理施設（73ha）が整備されている。



6) 歴史、文化、観光・レクリエーション

本市には、平成 25 年現在 64 件の国指定、県指定、市指定の文化財がある。宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産を有している。特に宗像大社は、本市の歴史・文化的シンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成 21 年に「宗像・沖ノ島関連遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載され、構成資産となっている宗像大社及びその周辺を保全する取り組みが進められている。

また、玄界灘に面した美しい海岸線、さつき松原、大島、地島、沖ノ島、釣川、四塚連山などの豊かな自然資源や、活魚料理を代表とする食の資源などの観光・レクリエーション資源がある。



宗像大社



原町の街なみ



6) 土地利用に関する法規制

宗像市の国土利用計画に関する法令適用区域は、下表にあげる各法令に基づく規制区域があげられる。

表 國土利用計画に関する法令適用区域

根拠法令	規制区域など	面積 (ha)
都市計画法	都市計画区域	10,973
	市街化区域	1,834
	市街化調整区域	9,139
	都市計画区域外	994
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	8,038
	農用地区域	1,800
森林法	地域森林計画対象民有林	4,360
	保安林	474
自然環境保全法（福岡県条例）	福岡県自然環境保全区域	103
自然公園法	国定公園	683
都市公園法	都市公園	158
地すべり等防止法	地すべり防止区域（林野庁所管）	5.7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12.8
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域（土石流）	274.6
	土砂災害特別警戒区域（土石流）	6.7
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	116.5
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	37.8
砂防法	砂防指定地	97.3
河川法	河川区域、河川保全区域	—
海岸法	海岸保全区域	35.8
港湾法	臨港地区	2
漁港漁場整備法	漁港区域	—
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区（一部特別保護地区）	267
文化財保護法（及び県、市条例）	史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財	—

(注1) - : 存在するが、面積データがないもの

(注2) 面積は平成25年度現在の数値である。

（3）土地利用の動向

平成22年における市土の利用区分構成は、農用地 19.7%、森林 39.5%、水面・河川・水路 5.4%、道路 7.6%、宅地 13.5%（うち住宅地 10.7%、工業用地 0.1%、その他の宅地 2.7%）、その他 14.2%となっており、平成15年を100とした場合、農用地 96.8、森林 98.9、宅地 102.1（住宅地 106.6、工業用地 75.0、その他の宅地 88.4）となっている。

最近の土地利用の動向として、宅地の増加は鈍化傾向にあり、自然的土地利用から都市的土地利用への転換も鈍化している。近年の主な土地利用転換地としては、赤間駅周辺の土地区画整理事業による宅地化や国道495号沿道の道の駅むなかたの整備が挙げられる。

2 土地利用上の課題

本市の市土の特性に加え、社会的潮流から見たまちづくりの課題として、人口減少社会への突入と少子高齢化の進行、災害対策の強化、自然保護への取り組み、協働のさらなる実践などが掲げられ、その解決に向けた土地利用上の課題を次のとおり整理する。

(1) 環境との共生を基盤とした都市づくり

本市は、三方を囲む標高300m前後の山々の緑、中央部を貫流する釣川、広大な農地、さつき松原に代表される美しい海岸線、大島、地島、勝島、沖ノ島の島々、海、山、川の豊かな自然環境や宗像大社、鎮国寺などの歴史的環境に恵まれている。これらの環境は、ふるさとの原風景をかたちづくる母体であり、本市の魅力として積極的に保全・活用する必要がある。

また、本市は地形上、釣川に水源を依存し、また中心市街地が釣川の氾濫の影響を受けやすいことから、水を貯え、水害を防ぎ水質を浄化する水源涵養や、生態系を維持し地球温暖化を防ぐ環境保全など、多面的機能を果たす市周縁部の山林や市街地近辺の農地は、積極的に保全する必要がある。

そのため、都市的土地利用にあたっては、自然との調和や環境への負荷の少ない循環型社会の形成に取り組まなければならない。

(2) 都市の魅力やイメージを向上させる集約型の拠点づくり

本市の人口は、将来人口の推計では平成24年をピークに減少していく結果となっており、今後は人口減少を前提としたまちづくりが求められる。

本市では、無秩序な市街化を抑制し、利便性が高く魅力的な地域を形成するため、地域特性を踏まえ、赤間駅周辺の中心拠点、地域中心などの位置づけを行い、商業・業務、文化、歴史、観光などの機能配置を行ってきた。

赤間駅周辺の整備や商業機能の集積は進みつつあるが、その他の拠点も含め中心地としての個性や回遊性、市内各所及び周辺市町村からのアクセシビリティが十分とは言えない。

そのため、生活に必要な機能が集積し、都市の魅力や地域性を代表するような拠点づくりと、移動や乗り換えが便利な交通ネットワークづくりをさらに進める必要がある。

(3) 良好的な住宅ストックを活かした住環境の再生

日の里、自由ヶ丘などの住宅団地は区画面積が大きく、敷地に緑が豊富であるなど良好な住宅ストックとなっている。また、区画整理などにより開発された団地では公園、遊歩道などが整備され、基盤の整った良好な住環境を形成している。

しかし、本市の住宅地開発は、河川沿いの平地部に広がる農地の後背となる丘陵部を中心に行われたため、市街地が分散して立地している。また、居住者の高齢化が急速に進むとともに、空き地・空き家が発生している問題がある。

さらに、昭和40年代に開発が進んだ日の里や自由ヶ丘の住宅団地は、建築物の老朽化が進み、団地全体の計画的な更新時期を迎えており、建て替え時期を好機として、拠点などとのアクセス性が高く、安全で多様な世代が住み続けられる住環境への再生を図ることが必要である。

(4) 都市活力を増進する産業の活性化

経済のグローバル化に伴う国際競争、人口維持のための都市間競争が激しくなる中、競争力のあるまちづくりのためには、福岡都市圏での連携強化を図りつつ、市内での産業の育成や活性化に努めることが不可欠である。

このため、土地利用の面からは、さつき松原などの観光拠点に近接した場所における魅力あるサービス拠点づくりのための用地確保が必要である。さらに農業においては、農業基盤整備の推進、優良農地の保全などが必要である。

また、本市は工業の集積が薄く、現在ある工業系用途地域内にまとまった規模の未利用地がないことから、地域資源を重視した工場や地域産業活性化に資する工場誘致の用地確保が必要である。

既存の未利用地を優先的に活用しつつ、新たな産業用地を確保する際には、交通の利便性や周辺環境の保全、拠点などとの連携、役割分担を十分に検討した配置とする必要がある。

(5) 地域資源の保全活動促進による美しい都市づくり

現状の市土を維持し、質を高め、次世代に引き継いでいくためには、自然環境や歴史・文化遺産、緑豊かな住宅地などの多様な地域資源を市民・事業者・行政が一体となって保全・活用していくことが不可欠である。

そのため、地域資源を保全・活用する取り組みを活発にすることにより、自然環境と都市活動が調和した美しい景観を形成していくことが必要である。

3 市土利用の基本方針

(1) 基本理念

玄界灘の美しい海岸線、さつき松原、釣川、四塚連山などの豊かな自然環境や、宗像大社、鎮国寺をはじめとする歴史・文化遺産に恵まれた本市の市土は、市民生活とあらゆる社会活動の基盤であり、限られた貴重な資源である。

この限られた資源を次世代に引き継ぎ、市民のいきいきとした暮らしと本市の発展を持続していくためには、豊かな自然と歴史資源の保全を基本とし、常に都市活動と自然環境の調和を保っていくことが求められる。

このため、市土利用は、公共の福祉を優先し、自然環境を都市的土地区画整理事業に転換すると元に戻すことが困難であること、災害に強い安全な環境を確保すること、既存の宅地内における低未利用地を有効に活用すること、良好な景観を形成することを考慮して、森林や農用地などの保全を十分に検討したうえで、慎重かつ計画的に行い、市の豊かさの形成に大きく貢献すべきものでなくてはならない。

さらに、土地利用の転換にあたっては、長期的展望に基づき、豊かな自然環境と歴史・文化遺産の保全に配慮して計画的な調整を行い、市民生活に一層のゆとりとうるおいを与え、魅力ある都市空間の形成に資する都市基盤及び生産基盤の確立と市土の均衡ある発展を図る合理的かつ効率的な土地利用を推進するものとする。

＜参考＞国土利用計画法の基本理念

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

(2) 基本方針

総合計画では、本市の目指すべき姿として「(仮) ときを紡ぎ 躍動するまち」を将来像として掲げ、「まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまち」、「市内の多様な担い手と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまち」、「貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまち」を目指している。

このような将来像と土地利用上の課題を踏まえたうえで、以下の市土利用の基本方針を設定する。

1) 自然環境、生産環境の総合的な保全・活用

市域を囲む山や島々の森林、海岸及び沿岸地域、釣川水系の水辺と、農用地を一連の自然的環境として維持・保全する。また、自然とのふれあいや農業・漁業の体験が可能なレクリエーションの場として活用を図る。

2) 地域特性が見える拠点等の整備

中心拠点（赤間駅周辺）などの位置づけを踏襲し、各拠点において、一層の機能強化と利便性の向上を図ることにより、市街地の拡大を抑制し、環境負荷の少ない集約型の都市構造を形成する。そのため、地域特性の顕在化に寄与する機能強化に努めるとともに、市内外から拠点などへの円滑なアクセス及び快適な道路空間を形成し、都市イメージの向上に資するまちづくりを推進する。

3) 拠点等の機能強化と連携した産業用地の確保

都市の活動を支え、雇用の創出に資する商業・観光産業・工業用地の確保は、既存の交通ネットワークの活用や周辺環境の保全に配慮しつつ、拠点などの機能強化と連携を図りながら推進するものとする。

4) 安心して住み続けられる住宅地の保全・再生

住宅系土地利用を基軸とした現在の土地利用を継承し、良好な自然環境と共存しつつ、生活利便性の維持・向上、世代に応じて住み替え可能な住環境整備を図ることにより、子どもから高齢者まで安心して住み続けることのできる住宅地の保全・再生を図る。

5) 地域資源の活用と維持・管理活動の促進

自然環境、歴史・文化遺産、市街地の街なみなどの地域資源の保全・活用を通じて自然環境と都市活動の共生を図り、良好な景観を守り育て、市土の質を高める。そのため、市民団体やNPOなどによる地域資源の維持・管理活動を促進する。

4 利用区分別の市土利用の基本方向

(1) 農用地

- 農用地は、本市の重要な産業である農業を支える生産基盤であり、洪水の調整機能、田園都市的な景観形成、身近なオープンスペースとしての機能があるため、保全を大原則とする。
- 地理的条件を活かした都市近郊型農業をベースとした生鮮食料供給基地としての位置を確保するため、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した区域は、農用地としての利用を維持する。未整備の農用地についても、基本的にその維持・保全に努める。
- 中心拠点を取り巻く農用地の中で、一定の位置的要件や目的を有し、環境と調和する計画的な開発が担保される場合については、農林業との調整や浸水対策を図ったうえで、都市的土地利用に転換することを検討する。
- 農地を保全し、荒廃農地の発生を防ぐため、農業の担い手への農地の集積、集約化を推進する。

(2) 森林

- 市周縁部の山林は、水源涵^{かん}養機能、山地災害防止機能、保健・レクリエーション機能、文化機能など市民生活を支える公益的機能を十分發揮させるために保全を大原則とする。
- 快適な居住環境の確保のために重要な市街化区域内の樹林は、制度的な担保を持って保全することに努める。
- 若宮インターチェンジ近接地や国道3号沿いにおいては、産業用地の確保を目的とし、周辺環境への影響を最小限に抑えた計画的な開発に限り、都市的土地利用に転換することを検討する。
- さつき松原やそれに隣接する樹林地は、本市の個性ある自然景観の構成要素として特に重要なことから保全を大原則とし、その周辺地域において保健・レクリエーション機能や文化機能の充実を図る。
- 沖ノ島を覆う森林は、優れた原始林及び野鳥の生息地であることから、厳正に保全する。

(3) 水面、河川、水路

- ため池などの水面は、安全性向上のための整備を行う。
- 河川は、治水能力の向上及び環境や親水性に配慮した整備に努める。
- 水路は、主に水害防除のための整備を行う。

(4) 道路

- ・広域化に対応する幹線道路網整備を推進する。
- ・市街地と国道3号や九州自動車道など広域幹線道路へのアクセス性向上を図る。
- ・観光施設のネットワーク化を図るため、市域を南北につなぐ道路や観光施設周辺道路、駅周辺道路の整備を進める。
- ・分散した市街地を結ぶ連絡道路の強化を図り、一体的な都市づくりに資する道路網を形成する。
- ・混雑区間の解消のための道路網整備を進める。
- ・駅周辺と拠点などを結ぶ歩行者・自転車ネットワーク形成に寄与する道路整備を進める。

(5) 宅地

1) 住宅地

- ・今後も緑豊かで良好な居住環境を備えた戸建て住宅を中心とした土地利用を維持する。
- ・既存住宅団地内の空き家、空き地の利用を促進する。
- ・老朽化が進む住宅団地において、ライフサイクルを踏まえ、多様な世代が居住可能な団地への再生を推進する。
- ・中心拠点として位置づけられている赤間駅周辺に、住宅団地や若年人口の定着のための集合住宅などの立地を進める。
- ・農村地域の既存集落内やその周辺などにおいて、自然や田園との調和を保った田園居住型の住宅の誘導を進める。

2) 工業用地

- ・新たな企業誘致や工業用地の適正配置を進めるとともに、自然環境の保全を前提としながら、周辺地域への影響にも配慮したうえで、地域資源を重視した工場や地域産業活性化に資する工業用地の確保を図る。
- ・用地については、広域交通の利便が高く、まとまった用地が確保できる若宮インターチェンジ近接地や、福岡や北九州にある工場との連携や既存の工場との連携が可能で、質が高く低コストの整備を計画的に進めることができる国道3号沿いにおいて確保を図る。

3) 店舗・事務所等その他の宅地

- ・中心拠点として、赤間駅周辺において、新たな商業集積などの誘導を進める。
- ・地域拠点として、東郷駅周辺の商業・業務地としての環境を向上させ、良好な市街地形成を図る。

- ・**地域中心**として、国道3号光岡交差点周辺及び自由ヶ丘3丁目交差点周辺を位置づけ、自動車交通や**広域バス交通**の利便性や既存の商業集積を活かし、**地域の生活を支える中心地**を形成する。
- ・歴史拠点として宗像大社**辺津宮**周辺を、観光拠点として**道の駅むなかた周辺**や**東部観光拠点施設周辺**を位置づけ、歴史・文化遺産を活用した観光の推進を図る。
- ・漁業拠点として鐘崎漁港を位置づけ、他の漁港との役割分担を明確にしながら、観光産業への展開を視野に入れた整備を推進する。
- ・分散した住宅地における生活関連サービスを確保するため、商業・医療施設など近隣サービス施設のきめ細かな配置を図る。

(6) 市街地

- ・にぎわいとうるおいのある魅力的な中心拠点を形成するため、商業施設や住宅の集積と適正な配置を図る。
- ・交通渋滞を緩和し、また高齢者などを含む誰もがまちなかに気軽に安全に外出できるような、コンパクトで歩いて暮らせる市街地の形成を図る。
- ・市街地内の低未利用地のうち、まとまった樹林地や市街化区域縁辺の斜面緑地である緑地保全候補地を除いた地域の利用を進める。

(7) 海岸及び沿岸地域

- ・海岸部及び沿岸地域については、海岸及び沿岸地域を漁業、海上交通、観光レクリエーションの場として、海域と陸域の一体性や**良好な景観形成**に配慮しながら有効に活用する。また、自然環境や生態系の保全などに十分配慮し、海岸の保全を図る。

(8) その他

- ・公共・公益施設は、地域住民が健康で文化的な生活を送るうえできわめて重要なものであることから、住民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地を確保する。また、施設の整備にあたっては、防災性の確保と災害時における施設の活用、誰もが安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン、当該施設内の緑化の推進などに配慮する。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次等

計画の目標年次は、平成 37 年（2025 年）とし、基準年次を平成 22 年（2010 年）とする。

(2) 人口の想定

市土の利用に関して基礎的な前提となる本市の目標年次における人口は、宗像市総合計画に即し、96,000 人とする。

(3) 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地など地目別区分及び市街地とする。

(4) 目標設定の方法

市土の利用区分ごとの規模は、利用区分別の利用状況と変化について、土地利用の実態との調整を行い、将来の人口や都市像などを前提とした土地利用面積を予測して、その目標を定めるものとする。

(5) 目標値

市土の利用に関する基本構想に基づく、目標年次（平成 37 年）の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 利用区分ごとの規模の現況及び目標 (単位 : ha、%)

	平成22年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)	増減量 H22～H37	構成比	
				平成22年	平成37年
農用地	2,360	2,317	△ 43	19.7	19.4
	田	1,630	1,601	△ 29	13.6
	畠	608	594	△ 14	5.1
	採草牧草地	120	120	0	1.0
森林	4,732	4,698	△ 34	39.5	39.3
	国有林	330	330	0	2.8
	民有林	4,402	4,368	△ 34	36.8
原野	0	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	649	651	2	5.4	5.4
	水面	409	413	4	3.4
	河川	354	354	0	3.0
	水路	55	54	△ 1	0.4
道路	909	922	13	7.6	7.7
	一般道路	810	823	13	6.8
	農道	87	87	0	0.7
	林道	12	12	0	0.1
宅地	1,613	1,674	61	13.5	14.0
	住宅地	1,276	1,306	30	10.7
	工業用地	8	34	26	0.1
	その他の宅地	329	334	4	2.8
その他	1,703	1,704	1	14.2	14.2
合計	11,966	11,966	0	100.0	100.0
市街地	878	899	21	7.3	7.5

(注) 「農用地」と「田+畠」が一致しないのは、出典資料のラウンドによる。

2 地域別の概要

地域の区分は、土地利用の現況及び自然的、社会的、経済的条件を勘案し、陸地部、離島部（大島、地島、勝島、沖ノ島）の2区分とする。

平成37年における利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

- (1) 農用地については、陸地部で、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した区域を中心として、基本的にその維持・保全に努めるものの、[市街地内の農用地における宅地など](#)への転換により減少する。離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。
- (2) 森林については、陸地部では、[産業用地確保のための宅地など](#)への転換により減少する。離島部では、緑の保全を図るという観点から、現状のまま推移する。
- (3) 水面・河川・水路については、陸地部、離島部とも面積は概ね現状のまま推移する。
- (4) 道路については、陸地部で、住宅地や都市計画道路の整備などに伴い増加する。
- (5) 宅地のうち、住宅地については、陸地部で、赤間駅周辺の中心拠点整備などに伴い住宅地を整備することから増加する。
工業用地 及び その他の宅地（商業用地など）については、陸地部で、[若宮インター](#) チェンジ近接地や国道3号沿い、国道495号沿いなどにおいて、一定規模の新規用地を確保することから増加する。
- (6) その他については、陸地部では、宅地などの整備に伴う公益施設用地、公共空地の確保などにより[若干](#)増加する。
- (7) 市街地については、陸地部の中心拠点などにおける宅地面積の増加に伴い増加する。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2（市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要）に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりである。

1 土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法をはじめとする土地利用関係法令（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等）の適正な運用、及びこれに基づく土地利用に関する諸計画の充実、並びに長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用の調整を図ることにより、適正な土地利用を推進する。

2 地域整備施策の推進

- (1) 赤間駅周辺においては、中心拠点としてのさらなる機能集積に向けて、住宅地及び商業地の整備を推進するとともに、利便性や安全性の向上を図るため、道路、河川などの公共施設の整備を行う。
- (2) 東郷駅周辺においては、駅へのアクセス性を高める道路、広場、駐車場などを整備し、商業・業務環境の向上を図る。
- (3) 多様な世代が安心して住み続けられる住環境の整備に向け、以下のような取り組みを推進する。
 - ・子育て世帯向け住宅や高齢者向け住宅の供給促進
 - ・多世代が暮らすことができ、公共交通の利便性を活かした住宅団地の再生
 - ・景観形成、緑化推進など住宅地における協定づくりの誘導、地域特性に応じ周囲の自然と調和した魅力的な住宅地開発の誘導
- (4) 国道495号沿道においては、玄海国定公園など、周辺の良好な景観に配慮しつつ、観光拠点形成に寄与する計画的な店舗誘導や利便性・回遊性を高める土地利用を促進する。
- (5) 農振農用地の農業基盤整備を実施していない地区について、生産条件を向上させ優良農地として保全するためにため池や用排水路、農道などの整備を実施する。
- (6) 大島、地島については、交流人口の増加を図るために、離島固有の自然的・歴史的資源を活かした環境整備を推進する。

3 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保

- (1) 開発行為については、公園、緑地を十分確保するとともに、自然環境、生活環境に与える影響を見極め、環境保全に十分配慮するものとする。また、敷地内の緑化を推進し、住環境や都市環境の保全に努める。
- (2) 市民の生命、財産を守り災害、公害などを未然に防止するため、市街化調整区域などについては「宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例」などに基づく指導を強化する。
- (3) 良好的な住環境の保持、推進を図るため、公園、広場、緑地などのオープンスペースを確保するとともに、生活道路の整備などをを行う。
- (4) 景観計画（案）に基づき、地域特性に応じた自然景観や歴史・文化遺産との調和、魅力ある都市景観の形成を推進する。
- (5) 赤間駅周辺における中心拠点整備においては、周辺地域までを含め、関係機関と緊密な連携を図りながら、浸水対策を十分に行う。
- (6) 本市の環境のシンボルである釣川の水質の保全、水量の確保及び治水対策のため、汚濁の防止や流域の山林・農地の保全に努める。
- (7) 貴重な歴史・文化遺産および地域資源の保全、整備に努める。

4 土地利用の転換の適正化及び有効利用の促進

- (1) 海岸部の自然公園地域を中心とした特に自然環境に恵まれた地域については、現在及び次世代の市民の財産として、土地利用転換を抑制し、保全していく。
- (2) 農用地の利用転換については、農業的土地利用との調整を図りつつ、本市の社会・経済的振興及び地域農業への影響、環境保全、防災、景観形成などに配慮し、無秩序な転用を抑制しながら、優良農用地が確保されるよう、十分配慮して行う。
- (3) 森林の利用転換については、水源涵養、山地災害防止、文化、生物多様性保全などの各公益的機能を保持するために原則として抑制する。
- (4) 市街化区域内の未利用地のうち、まとまった樹林地や市街化区域縁辺の斜面緑地など、快適で安全な居住環境の確保のために重要なものについては、制度的な担保を持って保全に努める。一方、市街化区域縁辺の大規模な未利用地については、必要に応じて、市街化調整区域への編入を行い、集約型都市構造の形成を推進する。それ以外の市街化区域内の未利用地は、市街化の促進と土地の有効利用のため、「宗像市空き家・空き地バンク」などにより、開発や住み替えを誘導し、活用を図る。

5 協働による土地の維持管理の促進

市土は市民共有の財産であることを踏まえ、土地所有者による管理はもちろんのこと、土地所有者以外の人々との協働により維持管理を行うことで、市土の適正な管理への意識の向上、市内外の人々の交流促進、地域への愛着を醸成することが期待される。

そのため、河川や海岸、道路、公園などの清掃活動や緑化活動など、地域資源の保全・活用や良好な景観形成などの様々な活動に多様な主体が参画できる取り組みを進める。

6 土地に関する調査の実施及び成果の普及・啓発

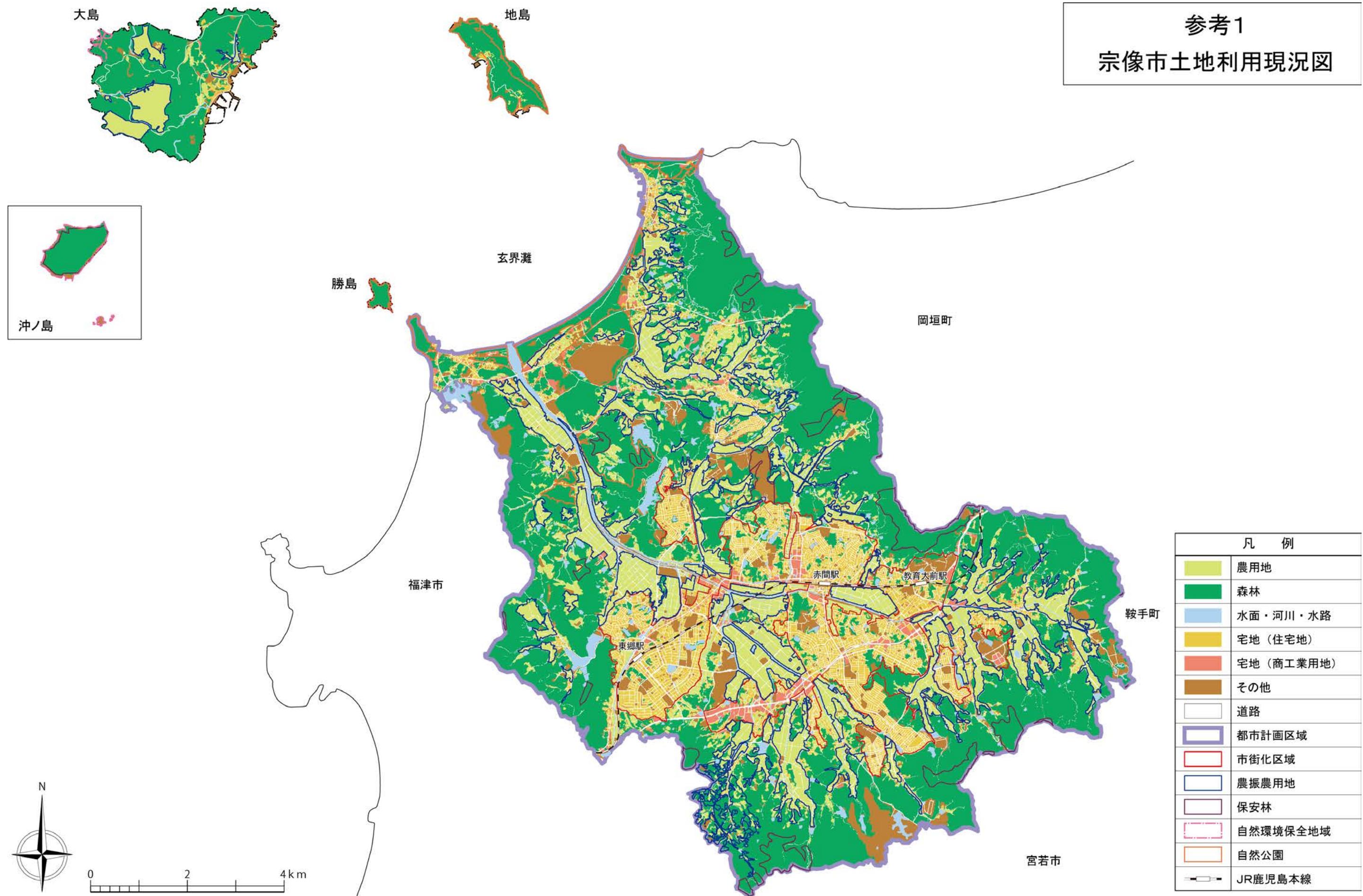
市土の均衡ある発展と適切な土地利用を図るため、自然環境の保全状況、土地利用の動向、土地取引の状況などについて、科学的かつ総合的な調査を隨時実施し、市土の実情を把握する。

また、市民による市土への理解を促し、本計画の総合性と実効性を高めるため、調査結果の普及や啓発を図る。

7 計画の推進

本計画を推進するため、市土の現状と動向、市土利用上の施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの進行管理や、土地利用の総合的、計画的な調整を行う。

参考1
宗像市土地利用現況図



参考2

宗像市土地利用構想図

